

Q 1 大阪市の盛土規制法の基準が大阪府下の事業でも適用になるか？

A 1 本市の盛土規制法の基準等の適用は、本市域内での工事に限ります。

Q 2 都市計画法の開発許可では土地区画整理事業に伴う開発行為は適用対象外とされているが、盛土規制法でも同様か？

A 2 盛土規制法の許可を要する規模に該当すれば、許可を受けていただく必要があります。

Q 3 開発許可の要否判定を受けるものは、盛土許可の要否判定についても併せて判定するとのことだが、別途、盛土許可の要否判定願を提出しなくても、両方の許可の要否について判定してくれるということか？

A 3 「開発許可」と「盛土許可」の要否判定を一つの判定願書で、両方の許可の要否について判定することを検討しております。

Q 4 宅地造成等規制法（旧宅造法）の許可が令和 7 年 3 月 31 日までに下りている物件に対して、4 月以降はどのような運用に切り替わるのか？

A 4 本市では、旧宅造法に基づく規制区域の指定をしておらず、旧宅造法の運用はしていません。
そのため、運用の切り替えなどはなく、新たに運用を開始していくことになります。

Q 5 開発許可と盛土許可は、同時許可になるのか。

A 5 盛土許可が必要な造成工事で、開発許可を受けた場合は、開発許可を受けたことで、盛土許可も受けたとみなされます。これをみなし許可といいます。

Q 6 工事現場内に土石を一時的に堆積し、堆積した土石の上に仮設の現場事務所を建築する場合、また、堆積した土石の上をアスファルト舗装などして仮設道路とする場合、土石の堆積する高さ等が盛土許可要件に該当すれば盛土許可が必要となるか？

A 6 工事現場内に仮設の現場事務所を建築する目的や仮設道路を敷設する目的で一時的に土石を堆積するもの等については、本体工事の計画と一体的に施工されるもの等で適切な管理が行われる場合には、工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するものとなることから、法第 12 条第 1 項ただし書きに規定する許可不要工事に該当します。

Q 7 都市計画法の開発許可を受け、盛土規制法の許可を受けたとみなされた場合、標識の設置は必要だと思うが、許可申請前の住民周知は不要か？

A 7 都市計画法では宅地造成等の工事に関する住民説明を義務付ける規定はありません。

Q 8 「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの」の中の「付近」とはどこまでなのか？

A 8 本市において「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。

なお、「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指し、請負契約を伴う工事にあっては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置づけられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地（大阪市域に限る。）を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 10km 以内のものについては、「工事の現場」として取り扱います。